

社会福祉法人 大村市社会福祉協議会

表彰規程（取扱内規）

平成 25 年 10 月 1 日施行

令和 5 年 10 月 30 日施行

1) 表彰基準年数の算定について

- ・ 表彰基準の算定は当該年度の 4 月 1 日を基準日とする。ただし、民生委員児童委員については 11 月 30 日を基準日とする。
- ・ 期数で基準を定めてあるものについて、任期の途中からの期間については勤続期数に含まない。

2) 表彰規程第 3 条に定める表彰基準表について

- ・ 1. 2. 8. 9 については現に職にある者とする。
- ・ 「3 社会福祉活動又は啓発について功績顕著な者—自発的に率先し実践している個人又は団体」とは、10 年以上継続してボランティア活動を行うなど功績顕著な者
- ・ 「5 老人、心身障害者などをいたわることに献身的に努力を続けている者—対象者は家族以外のものであること」とは、4 親等以上の親族や他人を 10 年以上にわたって献身的に介護している者とする。
また、「特別な事情」とは配偶者が亡くなったにも関わらず 3 親等以内の姻族を献身的に介護している者をいう。
- ・ 「6 篤行顕著な者」とは、事故、災害等を未然に防ぎ、又は非常に際し被害を最小限に食い止め人命を救助するなど特に功労があった者。
- ・ 「7 被保護世帯又は低所得世帯のうち自立更生の実績が顕著な者」とは、努力の結果、自立更生し他の模範となる者
- ・ 「8、9 永年勤続 15 年以上」とあるのは、同一職場での勤続年数とし、在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。

- ・「9 役職員として永年勤務」で、本号の役員については理事、監事及び評議員とする。